

◆ 被扶養者の加入(認定)申請に必要な書類 ※ 必要に応じ、下記以外の書類提出をお願いすることがあります。

◇ 認定対象者を問わず必須となる書類◇

- ・ 健康保険被扶養者異動届(増加)
- ・ 被扶養者認定調書(学生、16歳未満は不要。ただし、甥姪は必要。)
- ・ 認定対象者の世帯全員の住民票(原本)・・・交付日から3か月以内のもの(続柄、在留カード番号が省略されていないもの)  
※ 別居の場合は、上記に加え、戸籍謄本(交付日から3か月以内のもの)も提出してください。
- ・ 【外国籍の方のみ】在留カードの両面コピー

◇ 認定対象者別の必要書類 (上記の必須書類と合わせてご提出ください)

異動年月日(扶養をし始めた日)時点の認定対象者の状況		必要書類		
配偶者	収入無	ここ数年は無職	①	
		昨年または本年途中で退職	②	
		昨年または本年途中で廃業	⑨	
	収入有	雇用保険失業給付を受給していた	⑤	
		雇用保険失業給付を受給中	原則認定不可 ※◆3	
		年金収入あり	① ⑥	
給与収入あり		④		
自営業収入あり		⑧		
給与収入と年金収入あり		① ④ ⑥		
子供 ※下記◆1参照	16歳未満	出生児、未就学児、小学生、中学生、高校生	③	
		収入無	学生(高校生、大学生、昼間専門学校生 ※予備校生除く)	③ ⑦
			ここ数年は無職	① ③
	昨年または本年途中で退職		② ③	
	16歳以上	収入無	昨年または本年途中で廃業	③ ⑨
			雇用保険失業給付を受給していた	③ ⑤
			雇用保険失業給付を受給中	原則認定不可 ※◆3
		収入有	年金収入あり	① ③ ⑥ ⑦
			給与収入あり	③ ④ ⑦
			自営業収入あり	③ ⑦ ⑧
	その他※下記◆2参照	収入無	ここ数年は無職	① ⑩
			昨年または本年途中で退職	② ⑩
昨年または本年途中で廃業			⑨ ⑩	
収入有		雇用保険失業給付を受給していた	⑤ ⑩	
		雇用保険失業給付を受給中	原則認定不可 ※◆3	
		年金収入あり	① ⑥ ⑩	
収入有	給与収入あり	④ ⑩		
	自営業収入あり	⑧ ⑩		
	給与収入と年金収入あり	① ④ ⑥ ⑩		
	自営業収入と年金収入あり	⑥ ⑧ ⑩		
	※学生であつても収入があれば必要	給与収入と年金収入あり	① ③ ④ ⑥ ⑦	
	自営業収入と年金収入あり	③ ⑥ ⑦ ⑧		

左記の書類に加えて  
以下の状況に該当する方は  
別途書類が必要

**★別居**  
・送金証明書(連続した3か月以上)  
《以下にあてはまる場合は送金証明書不要》  
・ 学業を理由に親元を離れて生活している学生を扶養する場合  
・ 社命により単身赴任をしている被保険者が自宅の配偶者や子を扶養する場合

**【送金額について】**  
※下記2つの条件を満たすこと  
1 認定対象者の収入より被保険者からの送金額が多いこと  
2 送金額が65,000円以上であること

家族の人数	送金額
1人	65,000 円
2人	85,000 円
3人	105,000 円
+1人につき	+20,000 円

**【送金のルール】**  
■ 送金は、金融機関を通じて行うこと  
※通帳コピー、振込利用明細等(送金日付、金額、送金人(被保険者)、受取人が確認できるもの)を提出  
※現金での手渡しは認められません  
※共通口座での受渡は認められません  
■ 毎月、定期的を実施すること  
※まとめた送金は認められません

**★婚姻**  
・ 婚姻届受理証明書(コピー)

**★外国籍の方**  
・ 在留カード(両面コピー)

※◆1

夫婦が共同で子供を扶養している場合は、原則として年間収入の多い方の被扶養者となります。夫婦双方の年間収入が同程度の場合は、主として生計を維持する人の被扶養者となります。学生の場合は、職業又は学年の欄に在学年をご記入ください。

※◆2

被扶養者となれる家族の範囲は、三親等内の親族と決められています。さらに、同居・別居により条件が異なります。同居・別居どちらでもよい人・・・配偶者、子、父母、兄弟姉妹、孫、直系の祖父母、直系の曾祖父母  
同居していなければならない人・・・三親等以内の親族で、上記以外の続柄の人(義父母、叔父叔母、甥姪 等)  
(詳しくは「家族の加入について」の「解説」ページをご確認ください。)

※◆3

退職により被扶養者となる場合で雇用保険失業給付を受給する場合、受給中は被扶養者となるできません。(ただし、60歳未満の方は基本手当日額が3,612円未満、60歳以上の方は基本手当日額が5,000円未満であれば被扶養者になることができます。)

請求先	
① 課税(非課税)証明書(原本)	市区町村役所
② 離職票-1、-2(コピー) または 前職の退職時源泉徴収票(コピー) または 退職証明書(原本)	前勤務先
③ 配偶者の源泉徴収票(コピー) または 直近の確定申告書一式(コピー) * 配偶者がすでに当組合の被扶養者である場合は不要	
④ 直近6か月分給与明細書(コピー) * 会社名が記載されたもの * 就業後6か月未満の場合、提出可能な給与明細書(コピー)全てと雇用契約書(コピー)	現在の勤務先
⑤ 雇用保険受給資格者証(両面コピー) * 「支給終了」と印字されたもの	ハローワーク
⑥ 直近の年金振込通知書(コピー) * 年金の源泉徴収票は受付不可	年金事務所
⑦ 在学証明書(原本) * 大学生、昼間専門学校生のみ必要 * 学生証のコピーでは認められません	学校
⑧ 直近の確定申告書一式(コピー) * 収支内訳書、青色申告決算書等も含む	
⑨ 廃業届(コピー)	
⑩ 認定対象者と同居している他の家族の課税(非課税)証明書(原本) * 同居者が18歳未満の場合は不要	市区町村役所

※ ご不明な点がございましたら、各事業所(会社)の人事、社会保険担当者にお問い合わせください。